

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

# 介護制度改革 INFORMATION

## 今回の内容

リハビリテーションマネジメント加算及び短期集中  
リハビリテーション実施加算（3月超）算定時の  
請求明細書摘要欄の記載について

計2枚（本送信票除く）

vol. 103

平成18年5月8日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に  
速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。〕

事務連絡  
平成18年5月8日

都道府県介護保険担当主管課(室)御中

厚生労働省老健局老人保健課

リハビリテーションマネジメント加算及び短期集中リハビリテーション  
実施加算(3月超)算定時の請求明細書摘要欄の記載について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別紙による取り扱いとしましたので、取り急ぎご連絡いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

紹介先

厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係

TEL 03-5253-1111 (内線 3949・3960)

FAX 03-3595-4010

(別紙)

リハビリテーションマネジメント加算及び短期集中リハビリテーション実施加算（3月超）算定時の請求明細書摘要欄の記載について

加算名	記載すべき加算算定の起算日		記載方法
		起算日にかかる請求明細書摘要欄の記載方法に関する通知等	
リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーション実施計画原案を利用者又はその家族に説明し、その同意を得られた日	介護給付費明細書の摘要欄に起算日を記載する。 （平成18年4月21日付介護制度改革INFORMATION vol.96 「平成18年4月改定関係Q&A (VOL3)」の送付について 問3)	請求明細書摘要欄への起算日の記載を省略しても差し支えない。
短期集中リハビリテーション実施加算	病院若しくは診療所または介護保険施設からの退院（所）日又は要介護認定日	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護認定日を記載すること。 （平成18年3月31日付老老発第0331010号「「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について」別表1)	通所リハビリテーションにおいて、退院（所）日又は認定日から起算して3月を超える期間に行われた場合の短期集中リハビリテーション実施加算を請求する際に、起算日が初回の認定日となる場合に、当該認定日が不明な場合であって、被保険者証の認定日が2006年1月1日以前の記載となっているなど明らかに初回の認定日から3月を超えている時には、請求明細書摘要欄に「20060101」を記載する取扱いで差し支えない。